

1 年 保 存
秘
有 ・ 無期限
平成23年10月27日から 平成24年10月26日まで

基 監 発 1027 第 2 号  
基 安 安 発 1027 第 1 号  
基 安 労 発 1027 第 1 号  
基 安 化 発 1027 第 1 号  
平 成 23 年 10 月 27 日

岩手労働局労働基準部長  
宮城労働局労働基準部長  
福島労働局労働基準部長 } 殿

厚生労働省労働基準局

監 督 課 長  
労働基準局安全衛生部  
安 全 課 長  
労 働 衛 生 課 長  
化学物質対策課長  
(契印省略)

地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における  
労働災害防止対策の具体的推進に当たって留意すべき事項について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事（以下「解体工事」という。）における労働災害防止対策については、平成23年8月31日付け基安安発0831第4号・基安労発0831第2号・基安化発0831第2号「東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～」（以下「解体工事通知」という。）に基づき、その徹底を図っているところであるが、被災地においては、今後、解体工事の本格化に伴い、労働災害の発生が懸念される場所である。

については、解体工事現場に対する指導等に当たって留意すべき事項を下記のとおり定めたので、留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

## 記

### 1 解体工事に係る情報の的確な把握

東日本大震災に伴う建築物等の解体工事は、「津波により発生・漂着した倒壊建物や流木等のがれき」の処理作業（以下「がれき処理作業」という。）と同様、市町村等の地方自治体（以下「市町村等」という。）が建築物等の所有者からの依頼を受け、解体工事を発注することとなるため、解体工事の対象となる建築物等の把握は比較的容易であると考えられる。

しかしながら、一般に、解体工事は、工事開始から終了までが短期間であるため、解体予定の建築物等の把握のみならず、当該建築物等の解体時期を的確に把握する必要がある。

このため、以下に掲げるような情報把握方法により、的確に解体工事の情報を把握し、集団指導、監督指導・個別指導等の実施に当たって活用すること。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

2 解体工事に従事する事業者等を対象とした集団指導の実施

(1) 指導対象等

上記1により把握した情報に基づき、解体工事に従事する事業者や今後、従事することが予想される事業者を対象として集団指導を実施すること。

なお、必要に応じ、発注者である市町村等の協力を得て、出席率の向上に努めること。

(2) 実施時期

[REDACTED]

(3) 実施単位

実施単位は、市町村単位を基本とするが、各局・署の実情に応じ、柔軟に対応して差し支えないこと。

[Redacted text block]

(4) 指導内容

[Redacted text block]

なお、解体工事通知の説明に当たっては、別途、リーフレットを送付することとしているのでこれを活用すること。

特に、解体工事を安全に実施するためには、計画段階において、解体対象となる建築物等の状況を的確に把握し、これを踏まえた作業計画を作成することが極めて重要であることから、必要に応じ、平成23年度第1次補正予算に基づき実施している「東日本大震災復旧工事安全衛生確保支援事業」(委託先:建設業労働災害防止協会)により設置された「支援センター」に配置された専門家も活用し、集団指導と併せて、「出張相談会(計画作成支援)」等を実施することが効果的であること。

(5) その他

[Redacted text block]

3 解体工事現場等を対象とした監督指導・個別指導の実施

(1) [Redacted text block]

ア [Redacted text block]

[Redacted text block]

イ [Redacted text block]

解体工事は、解体後に発生するがれきの処理等を踏まえると、一定のエリア単位で工事が実施されることが予想されるため、[Redacted text block]

[Redacted text block]

ウ

エ

監督指導・個別指導の結果、問題が認められた場合には所要の措置を講ずることとするが、措置の実施に当たっては以下の点に特に留意すること。

- (ア) 市町村等の発注機関に対する要請により、他の工事への波及効果が見込まれるものについては、局が取りまとめの上、文書により市町村等の発注機関に対して要請すること。
- (イ) 建築物等に石綿が使用されている場合については、石綿則等に基づき、解体に先立っての除去作業が必要となるが、当該建築物等が地震、津波により重大な被害を受け、倒壊する危険がある場合においては、当該除去等の作業を行うことによって、労働者を一層の危険にさらすこととなる場合が考えられる。

なお、適宜、環境省が平成19年8月に策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省ホームページから入手可能 <http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>、特に第6章中の68-69ページ）を参照し、指導を行うこと。

オ その他

(ア) 指導時における安全の確保

解体の対象となる建築物等は、地震及び津波により被害を受けていることから、余震等により倒壊するおそれがあるため、監督指導・個別指導に当たっては、原則として、

(イ) 市町村等との連携

市町村等の発注機関から合同パトロール等の要請があった場合には、「安全衛生パトロール」として可能な限り実施することとするが、別紙2の付票は作成すること。

なお、当該安全衛生パトロールを実施する場合には、

(2)

#### 4 その他

##### (1) 周知・広報

集団指導、一斉監督指導・個別指導の実施に当たっては、報道発表する等により、管内に周知広報し、事業者の安全意識の高揚に努めること。

なお、集団指導、一斉監督指導・個別指導の実施結果の周知広報については、各局で取りまとめの上、実施することとし、適宜、本省安全課建設安全対策室にも情報提供すること。

##### (2) 実施体制について

集団指導、一斉監督指導・個別指導の実施に当たり、他局等からの応援が必要な場合には、本省安全課建設安全対策室あて連絡すること。

##### (3) 「東日本大震災復旧工事安全衛生確保支援事業」の活用

平成23年度第1次補正予算に基づき実施している「東日本大震災復旧工事安全衛生確保支援事業」においては、岩手、宮城、福島の前3県に復旧工事に従事する事業者に対する安全衛生支援を実施するための拠点（支援センター）を設置し、専門家による巡回指導、相談対応、教育支援を実施していることから、各県の支援センターと緊密に連携して、積極的に同事業を活用すること。

##### (4) 既存の会議等を活用した周知

安全衛生大会や発注機関連絡会議等が計画されている場合には、当該会議等の場を活用し、関係事業者に対し、解体工事における労働災害防止対策の徹底を要請すること。

##### (5) 報告等

集団指導、監督指導・個別指導の実施結果については、別途指示するところにより報告を求めるため、以下の情報を整理しておくこと。

###### ア 集団指導

実施日時、実施場所、出席者数、実施内容の項目（次第の写し）

###### イ 監督指導・個別指導

付表（別紙2）の写し

## 「地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事」自主点検表

## 1 事業場概要

事業場の名称				労働者数	人
所在地					
点検年月日	平成	年	月	日	点検者氏名

## 2 解体工事の施工状況

(1) 解体工事の施工実績						
今までに建築物等の解体工事を施工したことがありますか？ <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない						
震災復旧に係る建築物等の解体工事の開始年月日	平成	年	月	日	主な解体の建築物の種類	木造・S造・RC造 その他( )

(2) 現在の受注状況					
①	解体工事の名称				
	所在地				
	発注者	県	(市・町・村)	その他( )	
	着工時期	平成	年	月	日~
②	解体工事の名称				
	所在地				
	発注者	県	(市・町・村)	その他( )	
	着工時期	平成	年	月	日~
③	解体工事の名称				
	所在地				
	発注者	県	(市・町・村)	その他( )	
	着工時期	平成	年	月	日~

(3) 今後の受注見込み					
①	解体工事 の名称				
	所在地				
	発注者	県 (市・町・村) ・ その他 ( )			
	着工時期	平成 年 月 日～	建築物等の 種類	木造 ・ S造 ・ RC造 その他 ( )	
②	解体工事 の名称				
	所在地				
	発注者	県 (市・町・村) ・ その他 ( )			
	着工時期	平成 年 月 日～	建築物等の 種類	木造 ・ S造 ・ RC造 その他 ( )	
③	解体工事 の名称				
	所在地				
	発注者	県 (市・町・村) ・ その他 ( )			
	着工時期	平成 年 月 日～	建築物等の 種類	木造 ・ S造 ・ RC造 その他 ( )	

## ＜東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業のご案内＞

【厚生労働省委託事業】

～岩手県・宮城県・福島県内で復旧・復興工事に携わる  
建設事業者の皆様の安全衛生活動を支援いたします～

岩手県・宮城県・福島県に設置された「支援センター」が実施主体となり、安全衛生巡回指導、復旧・復興工事に関する「安全衛生相談」、新たに建設業に入られた方に対する「安全衛生教育（新規参入者教育）」等を実施していますので、ご活用ください。

※ 事業に関する詳細等お問い合わせは、各支援センターへお願いいたします。

### 東日本大震災復旧復興工事労災防止支援センター

岩手支援センター (建災防岩手県支部内)	〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館 TEL: 019-652-7111 FAX: 019-652-7111
宮城支援センター (建災防宮城県支部内)	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館 TEL: 022-224-1797(代) FAX: 022-265-5604
福島支援センター (建災防福島県支部内)	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設会館 TEL: 024-522-2266(代) FAX: 024-522-4513



### 3 点検内容

主な項目	No.	点 検 項 目	良	否	該 当 な し
計画段階	1	<b>作業計画</b> ・「建築物等の損傷の程度」、「周囲の状況」等を事前に調査した上で、作業計画を策定していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	<b>作業主任者</b> ・建築物等の種類・構造に応じて、必要な資格を有する者の中から、「作業主任者」を選任し、適切に職務を行わせていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施工段階	3	<b>崩壊・倒壊による労働災害の防止</b> ・ビルの外壁や柱等の引き倒し等の作業を行う場合に、一定の合図を定め、作業に従事する労働者以外の労働者を確実に避難させた上で実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	<b>墜落・転落による労働災害の防止</b> ・建築物等の屋根上など、高さ2m以上の箇所で行う場合には、足場等により「作業床」を設置していますか。また、「開口部」から墜落することがないように、「囲い」や「覆い」、「手すり」等の墜落防止設備を設けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	<b>物体の飛来・落下による労働災害の防止</b> ・作業時に発生した「はつりガラ」や「鉄筋」、「切断物」等の落下による危険を防止するため、「防網の設置」、「立入禁止区域の設定」等の措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	<b>機械・器具の使用に伴う労働災害の防止</b> ・解体作業時に「コンクリートカッタ」や「ハンドブレーカ」、「携帯用丸のご盤」などの危険な機械・器具を使用する場合には、安全装置等を適切な状態に維持していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
車両系建設機械の安全対策	7	<b>車両系建設機械を用いた作業計画の作成</b> ・車両系建設機械を用いて解体作業を行う場合に、あらかじめ作業場所の地形や地質を調査した上で、これを踏まえた作業計画を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	<b>車両系建設機械の転倒等の防止</b> ・津波により地盤が緩んでいる箇所等で作業を行う場合には、「敷鉄板」の敷設などの転倒防止措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9	<b>車両系建設機械との接触防止</b> ・車両系建設機械と労働者が接触するおそれのある箇所には、「立入禁止措置」を講ずるなど、車両系建設機械と労働者の接触防止措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	<b>車両系建設機械の主たる用途以外の使用禁止</b> ・解体した建築廃材や鉄骨部材等のつり上げ作業を行う場合には、バケットの爪を用いて釣り上げる等の危険な作業は禁止されています。荷のつり上げ作業においては、「移動式クレーン」や「クレーン機能付きドラグショベル」を使用していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11	<b>車両系建設機械の運転に必要な資格等</b> ・車両系建設機械の運転業務は、「技能講習修了者」等必要な資格を有する者に行わせていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12	・「ニブラ」、「グラッブル」などの解体用の建設機械を扱う場合、車両系建設機械に準じた上記の措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

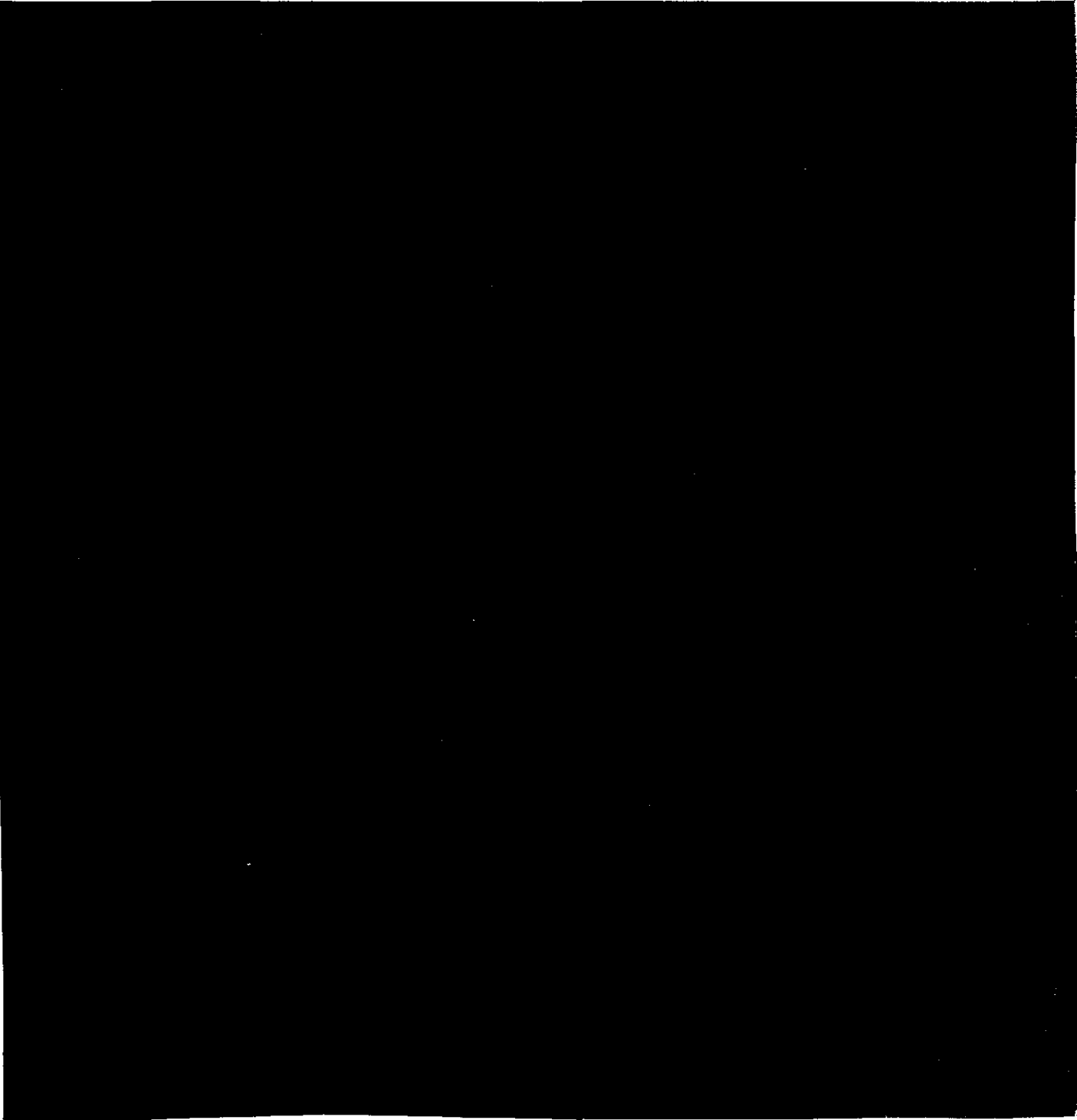
主な項目	No.	点 検 項 目	良	否	該 当 な し
石綿ばく露防止対策	13	<b>事前調査の実施</b> ・解体する建築物等に石綿が使用されているか否か、目視、設計図書等により調査し、その結果を記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14	<b>作業計画の作成</b> ・解体する建築物等に石綿が使用されていることが明らかとなった場合、作業計画を定め、これに基づき作業を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15	<b>作業主任者の選任</b> ・石綿作業主任者を選任し、労働者の指揮を執らせるとともに、保護具の使用状況を監視させていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	16	<b>隔離等</b> ・吹き付けられた石綿を除去する作業等においては、隔離等を行い、周囲に石綿が飛散することを極力抑える措置を採っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	17	<b>保護具の適切な使用</b> ・作業内容に応じて、適切な呼吸用保護具の着用をさせていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	18	<b>混在作業による労働災害の防止</b> ・商店街や住宅密集地など、複数の事業者が混在して作業を行う場合には、近接・密集して作業を行う事業者同士で、作業間の連絡調整、作業開始前のミーティングを実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	19	<b>粉じんの飛散防止</b> ・散水やシートによる囲い込み等により解体時に発生する粉じんの飛散防止措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	20	<b>保護具の着用</b> ・作業に当たっては、保護手袋やゴーグル、防じんマスク等必要な保護具の着用を徹底させていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	21	<b>安全衛生教育の実施</b> ・新規参入者教育、新規入場者教育等の安全衛生教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

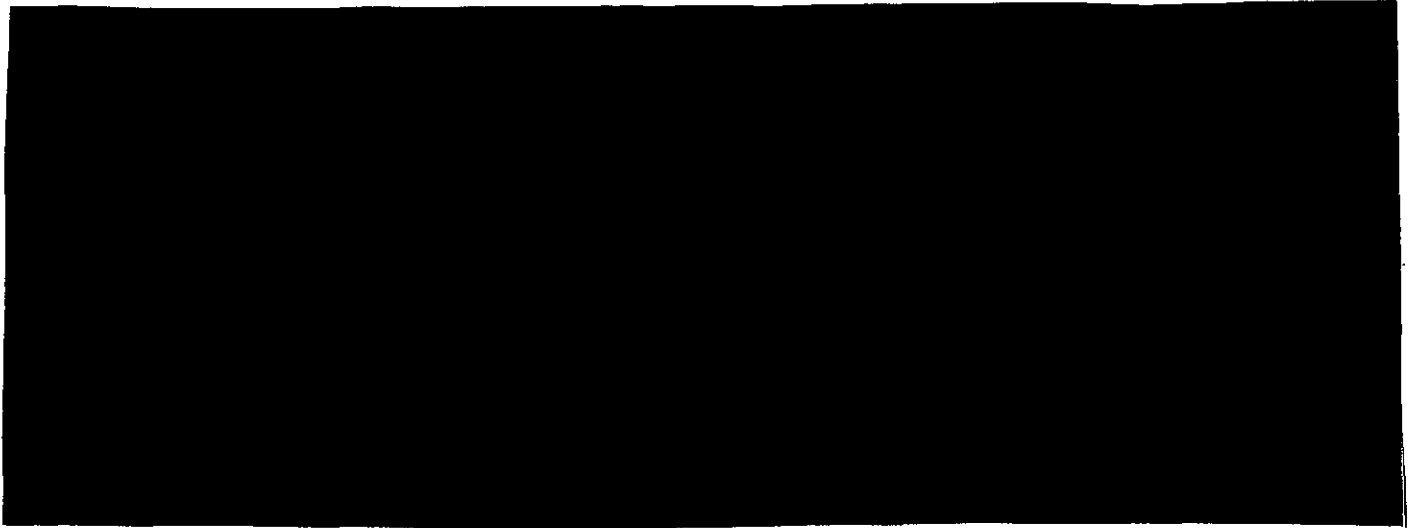
「地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事」  
監督指導・個別指導付表

実施年月日	平成 年 月 日	局署名	局 署
事業場名		請負金額	
現場所在地		工 期	~
建築物の構造	木造 ・ S造 ・ RC造・その他 ( )	入場労働者数	人
発注者	県 ・ 市 ・ 町 ・ その他 ( )		

【解体作業における安全対策】

項 目	根拠条文等	適 否
-----	-------	-----





【石綿ばく露防止対策関係】

項 目	根拠条文等	適 否
-----	-------	-----

